CORPORATE GOVERNANCE

2022年12月16日

株式会社テクノロジーズ

代表取締役社長 良原 広樹

経営管理部:03-6432-7524

証券コード:5248

https://technologies-group.co.jp

問合せ先:

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境が変化する中において、持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を目指し、株主をはじめてとする全てのステークホルダーからの信頼を得るため、コーポレート・ガバナンスの強化が重要な課題として認識し、その充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
良原 広樹	1,449,600	60.01
石原 慎也	317,800	13.16
伊藤 繁三	231,600	9.59
畠山 学	228,800	9.47
株式会社エコ革	154,800	6.41
宮内 駿	32,800	1.36

支配株主(親会社を除く)名 良原 広樹

親会社名	なし
親会社の上場取引所	なし

CORPORATE GOVERNANCE

補足説明

_

3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース市場				
決算期	1月				
業種	情報・通信業				
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満				
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満				
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満				

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は支配株主との取引を原則として行わない方針であります。

取引を検討する場合、少数株主の利益を損なわないよう、取引の理由やその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議のうえ 意思決定をし、それが適正な職務権限と判断のもと業務が執行されたかについては、監査役監査を通じて適正性を確保することにより、少数株主の保護に努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

_

- Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況
- 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

社外取締役のうち独立役員に指定されている	1名
人数	

会社との関係(1)

		氏名	属性	会社との関係(※1)										
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
賀	島	義成	他の会社の出身者											

- ※1 会社との関係についての選択項目
- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h.上場会社の取引先 (d, e 及び f のいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	役員		
賀島 義成	0	同氏と当社の間に利害関係	企業の経営管理及び
		はありません。	内部統制に関する幅
			広い知見と専門知識
			を有すると共に、エン
			ターテインメント業
			界にてソフトウェア
			開発事業を手掛けて
			おり、独立の立場から
			当社の経営に対して
			有益な助言・監督を行
			う機能及び役割を期
			待して、選任しており
			ます。

CORPORATE GOVERNANCE

	また、当社と同氏との
	間に人的関係、資本的
	関係及び取引関係そ
	の他の利害関係はな
	いため、一般株主との
	利益相反が生じる恐
	れがないと判断し、独
	立役員として指定し
	ております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の	なし
委員会の有無	

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、四半期毎に意見交換等を行い、三者間で情報共有することで相互連携を図っております。また、監査役と内部監査担当者は内部監査の実施状況について随時積極的に意見交換を行っており、必要に応じて会計監査人にも意見を求めることで、連携して業務の適正性や効率性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている	3名
人数	

会社との関係(1)

氏名	属性					会社	:との	り関付	系(※	(1)				
		a	b	c	d	е	f	g	h	i	j	k	1	m
川合 史郎	公認会計士/税理士													

磯巧	公認会計士/税理士							
太田 祐司	他の会社の出身者							

- ※1 会社との関係についての選択項目
- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j.上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 1.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川合 史郎	0		公認会計士として監
			査法人における監査
			業務経験を有してお
			り、財務及び会計に関
			する相当程度の知見
			を有しており、当社の
			事業運営への外部か
			らの視点に基づく適
			切な監督・助言を期待
			して、選任しておりま
			す。
			また、当社と同氏との
			間に人的関係、資本的
			関係及び取引関係そ
			の他の利害関係はな
			いため、一般株主との

		利益相反が生じる恐
		れがないと判断し、独
		立役員として指定しておれます。
well, and		ております。
磯巧	0	公認会計士として企
		業会計に精通し、長年
		に渡る上場準備企業
		へのアドバイザリー
		サービスの経験を有
		しております。また、
		過去に取締役として
		上場実績経験がある
		ため、その豊富な知識
		と経験に基づく専門
		的・多角的な見地から
		当社に対する監督・助
		言を期待して、選任し
		ております。
		また、当社と同氏との
		間に人的関係、資本的
		関係及び取引関係そ
		の他の利害関係はな
		いため、一般株主との
		利益相反が生じる恐
		れがないと判断し、独
		立役員として指定し
		ております。
太田 祐司	0	財務及び経営管理に
NEW PARTY		関する豊富な経験と、
		事業マネジメントに
		関する幅広い知識を
		有しており、当社の事
		業運営への外部から
		の視点に基づく適切
		な監督・助言を期待し
		て、選任しておりま

CORPORATE GOVERNANCE

す。 また、当社と同氏との 間に人的関係、資本的 関係及び取引関係そ の他の利害関係はな いため、一般株主との 利益相反が生じる恐 れがないと判断し、独 立役員として指定し ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策

実施していない

の実施状況

該当項目に関する補足説明

インセンティブ付与により、取締役が目先の利益追求に走り、それに伴いコンプライアンスの低下を招くおそれがあるため、当社ではインセンティブの付与を実施しておりません。今後、健全な起業家精神の発揮に資すると判断される何らかのインセンティブの付与を行う際には、その要否、内容等につき取締役会にて協議・決定いたします。

ストックオプションの付与対象者

該当ありません。

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示状況

個別報酬の開示はしていない。

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額で開示しております。

CORPORATE GOVERNANCE

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は「役員報酬に関する規則」において、役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めております。なお、現在は固定報酬のみで、業績連動報酬は導入しておりません。取締役の報酬額は、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、常勤取締役については、会社の業績、当該取締役の職責・業績、世間報酬水準その他経営環境等を考慮し、非常勤取締役については、当該取締役の社会的地位及び会社への貢献度等を斟酌した上で、取締役会の協議により決定しております。監査役の報酬額は、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、常勤・非常勤による関与度等を踏まえつつ、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは経営管理部が窓口となり実施しております。 取締役会の資料は、事前に配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前に説明をしております。非常勤監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成され、重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行の監督を行っております。当社は、原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備しております。

(2) 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。当社の監査役会は、常勤監査役1名及び 非常勤監査役2名で構成されており、3名が社外監査役であります。監査役会は、原 則月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査 計画の策定、監査実施状況等、監査に必要な情報の共有を図っております。なお、監 査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、監査計画に基づき重要書 類の閲覧、各部門へのヒアリング等により経営全般に対して幅広く監査を行っており ます。

(3) 内部監査

当社の内部監査は、会社規模が小さいため独立した内部監査部門を設けておりませんが、経営管理部に所属する社員等が内部監査担当者として年間の内部監査計画に従い、

CORPORATE GOVERNANCE

自己の属する部門を除く全社全部門に対して監査を実施しております。内部監査担当者は監査結果及び改善事項の報告を代表取締役に対して行い、各部門に改善事項の通知と改善状況のフォローアップを行う体制を構築しております。なお、経営管理部に対する内部監査につきましては、代表取締役の命を受けた内部監査担当者による相互監査を実施しております。

(4) 会計監査人

当社は、会計監査人として、監査法人銀河と監査契約を締結しており、独立の立場から会計監査を受けております。会計監査にあたっては、経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、監査役、内部監査部門と連携し、会計監査の実効性を高めるよう努めております。

(5) リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

グループ全体におけるリスクマネジメント及び法令・定款の遵守を徹底するため、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置しており、定例会を四半期に1回 開催し、また取締役会において、必要に応じて情報共有を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。また、独立役員としての要件を満たす社外取締役1名、社外監査役3名を選任しており、中立的な立場からの見解等を踏まえた経営が行われる体制としております。当社事業に精通した取締役で構成された取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務を監査する体制が、経営上の健全性を確保する有効な体制であると判断し、監査役会設置会社を採用しています。また、日常的に業務を監視する代表取締役直属の内部監査担当がおり、これら各機関の相互連携により、経営の健全性、効率性及び透明性が確保でき、適切な経営を図る体制を構築しています

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知	株主の皆様が十分に議決権行使内容を検討できるよう、早期発送に
の早期発送	努めてまいります。
集中日を回避した	より多くの株主の皆様にご参加いただけるよう、可能な限り集中日
株主総会の設定	を避け、アクセスの良い場所にて開催してまいります。
電磁的方法による	今後検討すべき課題と認識しております。
議決権の行使	

議決権電子行使プ	今後検討すべき課題と認識しております。
ラットフォームへ	
の参加その他機関	
投資家の議決権行	
使環境向上に向け	
た取組み	
招集通知(要約)の	今後検討すべき課題と認識しております。
英文での提供	
その他	招集通知等について、当社 IR サイトで開示する予定です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による
	(相)と 記り	説明の有無
ディスクロージャ	当社 IR サイトに掲載する予定です。	なし
ーポリシーの作成・		
公表		
個人投資家向けに	現時点では未定ですが、積極的に開催していくこと	なし
定期的説明会を開	を検討しております。	
催		
アナリスト・機関投	上場後は、アナリスト及び機関投資家向けの決算説	なし
資家向けに定期的	明会を開催する予定です。また、機関投資家への訪	
説明会を実施	問等、株主、投資家の皆様と直接的なコミュニケー	
	ションを積極的に行っていくことを検討しており	
	ます。	
海外投資家向けに	現時点では未定ですが、今後の株主構成を考慮の上	なし
定期的説明会を開	で検討してまいります。	
催		
IR 資料をホームペ	開示資料は、速やかに当社 IR サイトに掲載する予	なし
ージ掲載	定です。	
IR に関する部署(担	経営管理部を担当部門としております。	なし
当者)の設置		/ ₄ U

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により	当社では、社内規程等での特段の定めはありませんが、株主、投資
ステークホルダー	家、取引先等、全てのステークホルダーの立場を尊重し、健全性及

CORPORATE GOVERNANCE

の立場の尊重につ	び透明性をもった経営を行うことが重要であると認識しておりま
いて規定	す。なお、当社は、「適時開示規程」に従って公平な情報開示を行
	うことを規定しており、ステークホルダーの期待に応えるよう、企
	業価値向上に資する方針であります。
環境保全活動、CSR	今後検討すべき事項として考えております
活動等の実施	
ステークホルダー	当社は、適時適切な会社情報を広く公表することが、株主の皆様は
に対する情報提供	じめ、全てのステークホルダーの意思決定において重要であると認
に係る方針等の策	識しております。このため、当社ホームページ、決算説明会等によ
定	り、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であり
	ます。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に基づく業務の適正性を確保するための体制として、以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を定め、当該基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。

1. 当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員(以下、「取締役等」という。)の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社(以下総称して、「当社グループ」という。)は、当社の掲げる企業理念「テクノロジー×エンターテインメントで笑顔溢れるより便利な世の中を創造する」を共通の志として、社会のルールを尊重し、コンプライアンスを最優先にする組織と風土を何よりも重視する。

当社グループは、当社の定めたコンプライアンス体制にかかる各種規程を取締役等が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。その徹底を図るため、当社の管理部門においてコンプライアンスの取り組みを横断的に総括することとし、同部門により、定期的に教育・研修活動を行うとともに、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築・推進を行う。

当社グループにおいて内部監査担当者を選任し、管理部門と連携の上、当社グループのコンプライアンスの状況及び業務の適正性に関する内部監査を実施する。これらの活動は当社のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会、経営会議、取締役会及び監査役会に報告するものとする。

必要に応じて、当社子会社に取締役を派遣し、適正な業務執行・意思決定や監督を実施する。また、当社の管理部門は、必要に応じて、当社子会社に対する助言、指導又は支援を実施するものとする。

必要に応じて、当社子会社に監査役を派遣し、監査を実施するものとする。

法令上疑義のある行為等について当社グループの従業員が直接情報提供を行う手段として、管理部門担当取締役及び常勤の監査役並びに外部弁護士事務所に対する

ホットラインを設置・運営する。

2. 当社の取締役及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループの取締役は、各社の株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思 決定に関する文書(電磁的記録を含む。以下同じ)、その他取締役の職務の執行に係 る重要な情報等(以下、「文書等」)を法令及び社内規程に従い保存・管理する。社 内規程に従い、取締役、監査役及び内部監査担当が常時上記の文書等を閲覧できる ものとする。

3. 当社及び当社子会社のリスク管理体制

当社グループのリスク管理体制に係る基本方針は、当社の取締役会において決定されるものとする。

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、個人情報保護及び知的財産権等に係るリスクについては、四半期毎に開催されるリスクマネジメント・コンプライアンス委員会の議案とし、それぞれの当社担当部署及び当社子会社にて、適宜対応を行い、組織横断的なリスク状況の監視及びグループ全体的な対応は当社の管理部門が行い、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会で改善状況につき報告を行うものとする。

新たに生じたグループ経営上の重要なリスクについては、当社の取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を選定し、対応について決定するものとする。

4. 当社の取締役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役会は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、取締役会規程を遵守して、毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、取締役の職務の執行を図る。

取締役の職務の執行に必要な組織及び組織の管理、並びに職務権限、責任については、当社グループ各社において、取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程等の社内規程に従って定め、業務の組織的かつ能率的な運営を図る。

中長期の経営方針の下で、年度計画を立案し、月次で予算管理を行いながら、当該計画達成に向けて社内の意思統一を図る。

5. 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 当社子会社の業務執行の状況については、定期的に当社の取締役会において報告 されるものとする。

当社子会社を担当する業務執行取締役は、適宜当社子会社から業務執行の状況の報告を求めるものとする。

関係会社管理規程において、当社子会社の経営に関わる一定の事項については、 当社の関連部署との協議・報告又は当社の取締役会の承認を義務付けるものとする。

内部監査担当者は、当社子会社に対する内部監査の結果を、適宜、当社の取締役

CORPORATE GOVERNANCE

会及び監査役会に報告するものとする。

- 6. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制 当社は、関係会社管理規程により、当社子会社に関して、コンプライアンス確保、 会計基準の同一性確保等、グループ一体となった内部統制の維持・向上を図る。当 社の業務執行取締役に、当社グループ全体の法令遵守体制、リスク管理体制を構築 する権限と責任を与えることとし、管理部門はこれらを横断的に推進し、管理する。
- 7. 当社の監査役会がその職務を補助すべき取締役及び従業員を置くことを求めた場合における、当該取締役及び従業員に関する体制ならびにその取締役及び従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、当社の取締役及び従業員に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役会より監査業務に必要な命令を受けた取締役及び従業員はその命令のもと監査役の業務を補助するものとし、これに関して当社の取締役等の指揮命令を受けないものとする。

8. 取締役及び従業員が監査役会に報告するための体制

業務執行取締役は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を、業務執行取締役及び従業員が速やかに報告する体制を整備する。

内部監査担当者は、定期的及び必要と判断する場合は時宜に応じて監査役会に対し、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況の報告を行うものとする。

9. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループにおいては通報者に不利益が及ばないように、いかなる報告も、それが不正の意図を有するものでない限り、それにより不利益を受けないことを内部通報規程等に明記し、従業員に対して周知徹底する。

10. 当社の監査役会及び監査役の職務の執行について生ずる費用債務の処理に係る 方針に関する方針、その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するため の体制

監査役会及び監査役がその職務について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

監査役会は、当社子会社の監査役(若しくはこれらに相当する者)及び内部監査 担当者との意思疎通及び情報の交換がなされるように努めるものとする。

監査役会は、定期的及び必要と判断する場合は時宜に応じて代表取締役社長及び 会計監査人と意見を交換する機会を設けるものとする。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

取締役会は、当社グループの財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める 内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの整備・構築を行

CORPORATE GOVERNANCE

い、また、内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令との整合性を 確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社グループは、暴力団追放運動推進センターに加盟し、その他専門機関と連携し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。

当該基本的な考え方に基づく反社チェックマニュアルを整備し、取引先の属性チェックを行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

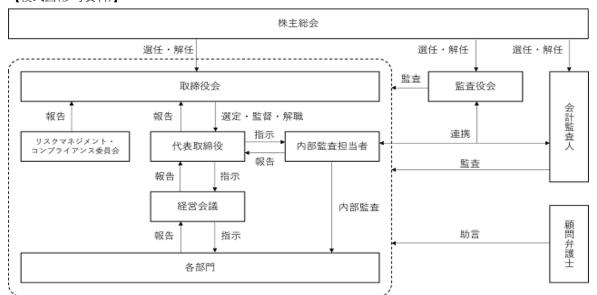
当社は、反社会的勢力に対し毅然とした対応を取り、暴追センターに加盟の上、反社会的勢力との一切の関係を拒絶する方針であります。反社会的勢力に対する基本方針、反社会的勢力との関係を排除するための管理体制及び調査手続き等については、「反社会的勢力対策規程」及び「反社チェックマニュアル」に定め、全ての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底しております。反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部の専門機関と連携し、解決を図る体制を整備しております。

Ⅴ. その他

1. 買収防衛策導入の有無

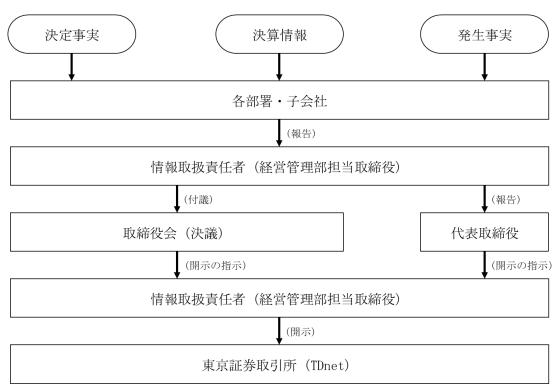
買収防衛策導入なし

【模式図(参考資料)】



CORPORATE GOVERNANCE

【適時開示体制の概要(模式図)】



(開示後、当社ホームページのIRサイトにも速やかに公開)

以上